

●香川県告示第23号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和元年6月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
栗林公園の入園料の収納事務（観光券等の利用に係る入園料にあつては、徴収事務を含む。）並びに栗林公園において業として行う写真撮影（1日1台を単位とするものに限る。）に対する使用料、栗林公園の舟遊場の使用料（舟遊場において収納する場合又は専用使用により利用する場合の使用料を除く。）、栗林公園の附属器具の使用料、栗林公園の商工奨励館の使用料、栗林公園北門前駐車場使用料及び栗林公園東門駐車場使用料の収納事務	株式会社キャリアステーション	高松市天神前1番28号	平成31年4月1日	栗林公園の入園料の収納事務（観光券等の利用に係る入園料にあつては、徴収事務を含む。）並びに栗林公園において業として行う写真撮影（1日1台を単位とするものに限る。）に対する使用料、栗林公園の舟遊場の使用料（舟遊場において収納する場合又は専用使用により利用する場合の使用料を除く。）、栗林公園の附属器具の使用料、栗林公園北門前駐車場使用料及び栗林公園東門駐車場使用料の収納事務	株式会社キャリアステーション	高松市天神前1番28号	平成25年4月1日
略				略			
高松空港県営駐車場の使用料（現金により利用する場合の使用料に限る。）の収納事務	略			高松空港県営駐車場の使用料（現金により利用する場合の使用料に限る。）の収納事務	略		
香川県立ミュージアム	株式会社宮	高松市丸亀町	平成31年4	栗林公園の商工奨励館	株式会社キ	高松市天神前	平成29年4

の図録等販売に係る物 品売払代金の収納事務	協書店	4番地の8	月26日
--------------------------	-----	-------	------

の使用料の収納事務	ヤリアステ ーション	1番28号	月1日
-----------	---------------	-------	-----